



発行 東京都

目次

73

規則

○都と特別区及び特別区相互間の財政調整に関する条例施行規則の一部を改正する規則………（総務局行政部政課）…

規則

都と特別区及び特別区相互間の財政調整に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成三十年八月十四日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第百十号

都と特別区及び特別区相互間の財政調整に関する条例施行規則の一部を改正する規則

都と特別区及び特別区相互間の財政調整に関する条例施行規則（昭和五十年東京都規則第百八十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項の表国民健康保険事業助成費に係る被保険者数の項中「当該特別区が」を「都が当該特別区とともに」に改め、「の被保険者」の下に「であつて、当該特別区の区域内に住所を有するもの」を加え、同表年度支払額の項数値の算定の基礎の欄1中「平成二十五年度特別区都市計画交付金交付要綱（平成二十五年六月十四日二十五総行区第六十号総務局長決定）」を削り、「及び平成二十八年度特別区都市計画交付金交

付要綱」を「平成二十八年度特別区都市計画交付金交付要綱」に、「により交付された」を「及び平成二十九年特別区都市計画交付金交付要綱（平成三十年一月二十六日二十九総行区第四百二十七号総務局長決定）により交付された」に改め、同欄3を削り、同項数値の算定の方法の欄中「から3まで」を「及び2」に、「元利償還金相当額及び借地料等」を「及び借地料」に改める。

第六条第五項の表経常的経費の部民生費の款国民健康保険事業助成費の項中「+（第百三十三条第一項）を削り、同表投資的経費の部土木費の款道路橋りよう費の項中「（第百三十三条第一項）+（第百三十三条第一項）」に改める。

第七条の表一の部一の款(1)の項中「〇・八九九」を「〇・八九七」に、「〇・九四六」を「〇・九四九」に、「一・〇五四」を「一・〇六八」に、「八・七八三」を「九・七五二」に改め、同表二の部一の款(1)の項中「一・三九二」を「一・三七五」に、「一・一八七」を「一・一七九」に、「〇・八四三」を「〇・八三九」に、「六五・三七三」を「六四・八五七」に、「三五・九一六」を「三五・六三一」に改める。

附則第二項中「1,056461」を「1,0494356」に改める。

別表第一経常的経費の部議会総務費の項中「0511」を「0508」に、「0489」を「0492」に改め、同部民生費の款社会福祉費の項中「0934」を「0932」に、「0066」を「0068」に改め、同款老人福祉費の項中「0943」を「0944」に、「0057」を「0056」に改め、同款児童福祉費の項中「0834」を「0841」に、「0166」を「0159」に改め、同款国民健康保険事業助成費の項中「0956」を「0880」に、「0044」を「0120」に改め、同部清掃費の款清掃総務費の項中「0628」を「0634」に、「0372」を「0366」に改め、同款収集作業費の項中「0836」を「0848」に、「0164」を「0152」に改め、同款収集車両費の項中「0851」を「0849」に、「0149」を「0151」に改め、同款処理処分費の項中「0923」を「0921」に、「0077」を「0079」に改め、同部経済労働費の款産業経済費の項中「0791」を「0790」に、「0209」を「0210」に改め、同部土木費の款都市整備費の項中「0781」を「0779」に、「0219」を「0221」に改め、同款道路橋りよう費の項中「0142」を「0045」に、「0858」を「0955」に改め、同部教育費の項中「0558」を「0557」に、「0442」を「0443」に、「0729」を

「0.734」に「0.271」を「0.266」に改め、同表投資的経費の部教育費の項中「0.633」を「0.632」に、「0.367」を「0.368」に改め。

別表第二経常的経費の部民生費の款社会福祉費の項中「1.177」を「1.146」に、「0.811」を「0.814」に、「4.071」を「4.307」に、「0.984」を「0.983」に改め、同款老人福祉費の項中「0.872」を「0.873」に、「0.098」を「0.097」に、「18.229」を「18.182」に改め、同款生活保護費の項中「1.308」を「1.346」に、「0.950」を「0.944」に、「0.292」を「0.284」に、「9.349」を「8.978」に、「0.438」を「0.432」に、「0.576」を「0.559」に、「0.150」を「0.152」に改め、同款児童福祉費の項中「0.617」を「0.638」に、「0.362」を「0.340」に、「0.101」を「0.092」に、「0.920」を「0.926」に、「2.321」を「2.152」に、「0.899」を「0.907」に、「0.514」を「0.472」に、「0.985」を「0.986」に、「0.881」を「0.871」に、「0.701」を「0.704」に、「16.818」を「16.625」に、「0.832」を「0.834」に、「0.292」を「0.295」に、「0.901」を「0.900」に改め、同部衛生費の項中「0.960」を「0.947」に改め、同部清掃費の項中「2.079」を「2.323」に、「0.929」を「0.920」に改め、同部土木費の款道路橋りょう費の項中「1.803」を「1.988」に、「0.633」を「0.595」に改め、同部教育費の款小学校費の項中「1.704」を「1.759」に、「0.685」を「0.676」に改め、同款中学校費の項中「2.725」を「2.829」に、「0.503」を「0.487」に改め、同款その他の教育費の項中「18.60」を「18.80」に、「0.906」を「0.893」に、「19.57」を「19.71」に改め、同表投資的経費の部土木費の項中「11.433」を「12.106」に、「32」を「30」に、「27」を「25」に、「206」を「207」に、「平成22年」を「平成27年」に改め。

別表第三経常的経費の部議会総務費の項中「平成22年」を「平成27年」に、「22.359」を「23.072」に、「0.137」を「0.134」に、「578,910,302」を「579,163,420」に、「25,816」を「25,954」に、「361,581,931」を「361,805,812」に、「443,080,070」を「443,314,915」に、「483,829,140」を「484,069,466」に、「673,991,464」を「674,257,373」に改め、同部民生費の款社会福祉費の項中「3,369,730」を「3,419,298」に、「13,733」を「13,929」に改め、同款老人福祉費の項中「64,593」を「65,756」に改め、同款児童福祉費の項中「944,930」を「973,280」に、「1,257,610」を「1,281,450」に、「2,308,630」を「2,320,370」に、「4,165,750」を「4,158,370」に、「142,415」を

「154,558」に、「85,730」を「98,440」に、「121,340」を「135,830」に、「245,080」を「266,060」に、「492,990」を「523,920」に、「9,422,950」を「9,554,011」に、「1,250,651」を「1,279,553」に改め、同款国民健康保険事業助成費の項補正係数及び補正係数の算定額の欄を次のように改め。

補正Ⅰの算式

$$\frac{B}{A} \times 0.3944 + 0.6697$$

算式の符号

A 測定単位の数値

B 国民健康保険法第72条の3第1項の規定に基づき前前年度における繰入金  
の算定の基礎となった医療分、後期高  
齢者支授金分又は介護分の保険料の減  
額を受けた被保険者の数

補正Ⅱの算式

$$\frac{B}{A \times 11,820} + 1$$

算式の符号

A 測定単位の数値

B 当該年度における平成29年度当初算  
定額からの激変緩和措置額として知事  
が算定した額

補正Ⅲの算式

$$- \left( \frac{B}{A \times 11,820} \right) + 1$$

算式の符号

A 測定単位の数値

B 当該年度における東京都国民健康保  
険事業費納付金において講じられる激  
変緩和措置の影響を調整する額として  
知事が算定した額

別表第三経常的経費の部民生費の款後期高齢者医療制度事業助成費の項中「0.0679」を「0.0678」に、「0.9554」を「0.9530」に、「0.0556」を「0.0560」に、「0.9983」を「0.9984」に改め、同部衛生費の項中「42,721」を「43,076」に、「8,303,940」を

「8,312,320」を「9,246」に改め、同部清掃費の款収集作業費の項中「5,082」を「5,319」に改め、同款収集車両費の項中「31」を「30」に、「1,458」を「1,469」に改め、同款処理処分費の項中「2,585」を「2,511」に改め、同部経済労働費の款生活経済費の項中「49,877,490」を「50,384,920」に、「395」を「396」に改め、同款産業経済費の項中「18,930,943」を「19,068,654」に、「57,993」を「58,132」に、「174,420」を「175,915」に改め、同部土木費の款建築公害費の項中「1,791」を「1,819」に、「2,635」を「2,659」に改め、同款道路橋りょう費の項中「7,771,348」を「7,796,198」に、「9,672,098」を「9,710,238」に、「11,541,318」を「11,606,958」に、「129」を「117」に改め、同部教育費の款小学校費の項中「0,0600」を「0,0601」に、「0,1920」を「0,1921」に、「0,2185」を「0,2169」に、「0,5295」を「0,5309」に、「58,688,162」を「59,583,556」に、「71,752,784」を「72,795,983」に、「94,151,996」を「94,966,632」に改め、同款中学校費の項中「0,0222」を「0,0223」に、「0,1276」を「0,1279」に、「0,2377」を「0,2362」に、「0,6125」を「0,6136」に改め、同款の他の教育費の項中「0,752」を「0,721」に、「0,248」を「0,279」に、「1,129」を「1,127」に、「1,257」を「1,253」に、「1,386」を「1,380」に、「1,514」を「1,506」に、「1,643」を「1,633」に、「1,771」を「1,759」に、「931,120」を「945,860」に、「1,305,340」を「1,316,700」に、「6,297」を「6,441」に、「117,820」を「127,700」に、「181,690」を「193,750」に改め、同部その他諸費の項中「8,350」を「8,504」に、「平成22年」を「平成27年」に改め、同表投資的経費の部民生費の款老人福祉費の項中「3,817」を「3,916」に改め、同部衛生費の項中「291」を「297」に改め、同部清掃費の項中「169」を「173」に改め、同部土木費の款都市整備費の項中「、公有水面埋立事業」及び「、下水処理場覆がい事業」を削り、同款道路橋りょう費の項中「206」を「207」に、

B 当該年度の前年度における排水場に  
係る排水ポンプ等の更新及び排水場の  
撤去に要した経費として知事が算定し  
た額

を

B 当該年度の前年度における排水場に  
係る排水ポンプ等の更新及び排水場の  
撤去に要した経費として知事が算定し  
た額

補正Ⅲの算式  

$$- \left( \frac{B}{A \times 207} \right) + 1$$
算式の符号

A 測定単位の数値 (当該区の種別補正  
後の道路面積)

B 当該年度の前年度における道路事業  
の更新・改修経費 (都市計画交付金対  
象経費) として知事が算定した額

を「0,873」に、「0,128」を「0,127」に改め、同部教育費の款小学校費の項中「0,1985」を「0,1968」に、「0,8015」を「0,8032」に、「244,800」を「249,800」に、「44,751,000」を「45,665,000」に、「155,021,000」を「158,188,000」に、「71,743,100」を「73,912,300」に、「17,000」を「17,400」に、「28,200」を「28,800」に、「1,009,000」を「1,030,000」に、「173,000」を「178,200」に、「338,620,500」を「345,667,500」に、「245,551,500」を「253,084,500」に、「73,075,000」を「74,550,000」に、「40,625,000」を「41,850,000」に、「9,125,000」を「9,325,000」に、「61,173,671」を「62,185,506」に、「29,256,200」を「29,817,000」に、「144,624,000」を「147,578,000」に、「59,823,400」を「61,632,200」に、「42,715,000」を「43,587,000」に、「175,302,300」を「178,950,500」に、「127,120,900」を「131,020,700」に、「269,000」を「274,000」に、「58,460,000」を「59,640,000」に、「32,500,000」を「33,480,000」に、「7,300,000」を「7,460,000」に改め、同款中学校費の項中「0,1958」を「0,1928」に、「0,8042」を「0,8072」に、「244,800」を「249,800」に、「57,225,000」を「58,394,000」に、「144,624,000」を「147,578,000」に、「59,823,400」を「61,632,200」に、「17,000」を「17,400」に、「28,200」を「28,800」に、「1,009,000」を「1,030,000」に、「173,000」を「178,200」に、「317,160,600」を「323,761,000」に、「229,989,800」を「237,045,400」に、「87,690,000」を

「89,460,000」を「48,750,000」を「50,220,000」を「10,950,000」を「11,190,000」を「68,137,306」を「69,701,828」を「278,700」を「284,500」を「118,700」を「122,300」を「117,560,000」を「120,000,000」を「47,480,000」を「48,920,000」に改め、同款その他の教育費の項中「0,446」を「0,443」を「0,554」を「0,557」を「330」を「336」を「84,865,750」を「86,544,500」を「120」を「123」を「125」を「129」を「1,010」を「1,032」を「205,281,110」を「210,033,660」を「142,953」を「146,292」を「1,596」を「1,632」に改め、

別表第四中「1,047,421,231」を「1,067,474,747」を「1,203,589,311」を「1,139,379,411」を「0,947,224,561」を「0,915,976,611」を「0,332,494,719」を「0,428,470,919」を「0,834,873,219」を「0,965,279,241」を「0,693,558,611」を「0,754,817,611」を「68,609,362」を「68,609,346」を「83,530,417」を「83,530,456」を「1,021,851」を「1,010,561」を「1,089,813」を「1,194,950,611」を「0,949,267」を「0,951,521,311」を「1,004,932,111」を「0,948,939」を「0,973,253」を「0,956,065」を「1,081,395」を「1,049,867,611」に改め、

附則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の都と特別区及び特別区相互間の財政調整に関する条例施行規則の規定は、平成三十年度の都と特別区及び特別区相互間の財政調整から適用する。

発行所  
東京都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一號  
電話 〇三(五三二一)一一一一(代)

郵便番号  
163-8001

定価  
本号 三〇円  
一箇月 六、六〇〇円  
(郵送料を含む)

印刷所  
勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七號  
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号  
113-0001

